

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	東浦建設株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県淡路市
許可番号	兵庫県知事（般－２８）第８００９９１号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、板、ガ、塗防、内、絶、具、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年６月１１日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 営業停止の期間 令和２年６月１７日から令和２年６月２３日までの７日間
処分の原因となった事実	<p>東浦建設株式会社及びその元役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３２条第１項第１号、同第２５条第１項第１４号、同第１６条違反により、神戸地方裁判所において罰金１５０万円及び懲役１年４月（執行猶予３年）並びに罰金４０万円の刑にそれぞれ処された。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号）に該当する。</p>